

# 八幡浜市簡易水道事業経営戦略

令和8年3月

八幡浜市産業建設部水道課

## 目 次

・八幡浜市簡易水道事業経営戦略.....	1
1. 事業概要 .....	1
2. 将来の事業環境 .....	2
3. 経営の基本方針 .....	3
4. 投資・財政計画（収支計画） .....	3
5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項.....	4
表：投資・財政計画（収支計画） .....	5
経営比較分析表 .....	7

## 八幡浜市簡易水道事業経営戦略(改定版)

団 体 名 : 八幡浜市

事 業 名 : 簡易水道事業

改 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

### 1. 事業概要

#### (1) 事業の現況

##### ① 給 水

供用開始年月日	昭和 29 年 3 月 31 日	計画給水人口	2,442 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	令和3年4月1日 地方公営企業法財務規定適用	現在給水人口	963 人
		有収水量密度	0.48 千m <sup>3</sup> /ha

##### ② 施 設

水 源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input checked="" type="checkbox"/> 伏流水, <input checked="" type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)		
施 設 数	浄水場設置数	9	管 路 延 長 20.3 千m
	配水池設置数	11	
施 設 能 力	458 m <sup>3</sup> /日	施 設 利 用 率	55 %

##### ③ 料 金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	各簡易水道ごとに設定しています。詳細は下記の表のとおりです。		
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	平成 17 年 3 月 28 日		

簡易水道名	用途	基本水量	基本料金	超過料金 (1m <sup>3</sup> )
日土簡易水道	一般用	8m <sup>3</sup>	220円	40円
	営業用	8m <sup>3</sup>	370円	40円
	団体用	25m <sup>3</sup>	570円	40円
釜倉簡易水道	一般用	6m <sup>3</sup>	220円	30円
		15m <sup>3</sup>	340円	
矢野畑簡易水道	一般用		110円	
古藪簡易水道	一般用		220円	

簡易水道名	用途	基本水量	基本料金	超過料金 (1m <sup>3</sup> )
今出簡易水道	一般用		280円	
梶谷岡簡易水道	一般用	8m <sup>3</sup>	850円	120円
	農事用	8m <sup>3</sup>	110円	120円
榎野条例水道	一般用		110円	
中当条例水道	一般用		130円	

##### ④ 組 織

本市の水道は水道課職員18名で、庶務係、業務係、工務係、上水・簡水施設管理係、簡易水道係からなります。簡易水道事業は上水・簡水施設管理係及び簡易水道係の3名が上水道事業と兼務し、簡易水道の施設管理・庶務全般を執り行っています。簡易水道事業の職員給与の予算措置については、一般事務1名に加え、令和8年度より日土南部地区統合事業に従事する技師1名分を追加計上しています。

(2) これまでの主な経営健全化の取組

水道水の安定供給及び、施設の効率的な運営のため、平成27年度末に6地区、平成28年度末に4地区、令和7年度末に2地区の簡易水道等を上水道へ統合し、6つの浄水場を廃止することで経営の効率化を行っています。

\*1「広域化」とは、①事業統合、②経営の一体化、③管理の一体化、④施設の共同化をいい、それぞれの内容は以下のとおりである。なお、将来の広域化に向けた他団体との勉強会の設置や人事交流等について説明すべきものがあればその内容も記載すること。  
 ①経営主体も事業も一つに統合された形態、②経営主体は一つだが、認可上、事業は別の形態、③維持管理業務や総務系の事務処理などを共同実施あるいは共同委託等により実施する形態、④浄水場、配水池、水質試験センターなどの施設を共同保有する形態

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

経営比較分析表のとおりです。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

当市の人口は少子高齢化による自然減と市外への流出により、減少傾向を示しており、それに伴い給水人口も減少すると考えられます。給水人口の将来予測については、国立社会保障・人口問題研究所の地域別人口推計の減少率を基に推計しています。

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
給水人口(人)	1,009	943	923	903	884	865	847	828	809	791	773	755

(2) 水需要の予測

令和6年度の年間有収水量は92,779m<sup>3</sup>となっています。給水人口の減少が予測されること、節水機器の普及、節水意識の浸透などの要因により水需要も減少傾向が続くと考えられます。将来的な水需要については、簡易水道地域に水を多量に使用する事業者等がないことから、給水人口を基に推計しています。

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
有収水量(m <sup>3</sup> )	92,779	87,525	85,669	83,853	82,075	80,335	78,632	76,835	75,079	73,364	71,688	70,050

(3) 料金収入の見直し

水需要が減少するという予測に基づき、料金体系や使用料について見直しを行わない場合は料金収入は減少します。ただし料金の見直しを行った場合でも給水人口や使用水量の減少は止まりませんので効果は一時的なものに留まります。

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
料金収入(千円)	3,607	3,535	3,464	3,395	3,327	3,260	3,195	3,131	3,068	3,007	2,947	2,888

(4) 施設の見直し

当市の簡易水道事業等は、9地区から構成されています。管路及び取水、浄水、配水いずれの施設においても老朽化は著しく、令和7年度時点で、耐用年数の1.0～1.5倍を経過した施設が31.2%、1.5倍超を経過した施設が42.9%であり、全体の74.1%は耐用年数を超える状況です。今後は施設の統合整備、上水道への統合等を推進します。

(5) 組織の見直し

簡易水道事業に携わる職員は上水道事業も兼務しており、専任の職員の配置はありません。現在のところ体制の変更は予定されていないため、現体制での効率的な事務及び施設管理について検討を続けていきます。

### 3. 経営の基本方針

安全な水を安定的に供給するため、上水道との統合に取り組み、適正な料金水準を目指すとともに、災害等に備え施設・管路の大規模修繕、問題箇所をの局部更新、耐震化に取り組みます。

### 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	維持管理の困難な簡易水道等区域を、上水道と統合することによって、水道施設維持管理の高度化・効率化を図り、質・量とも安定した水の供給を行います。
-----	---

令和2年3月に策定した八幡浜市簡易水道等統合整備基本計画に基づき、令和7年度に高野地地区(上高野地・古谷)を上水道へ統合(接続)しました。残りの簡易水道地区のうち、地区住民の合意を受けた日土南部地区の統合整備事業に関する費用を、本収支計画に計上しています。

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	施設整備に係る費用については、地方債及び国庫補助を有効に活用し、一般会計繰出金の削減を図ります。
-----	--

人口減少等の影響により、料金収入は今後、緩やかに減少する一方で、支出については、物価・賃金上昇に伴い、増加が見込まれます。さらに、日土地区の統合事業に多額の費用が必要となることから、一般会計への依存度はさらに高まると予想されますが、施設整備に係る費用については、辺地対策事業債、簡易水道事業債等の組合せにより、財政負担の軽減を図ります。

#### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

簡易水道組合の実施する修繕工事への補助金については、施設の老朽化等も考慮し、延命化を図れるよう適切な水準を検討します。委託料については給水収益の減とともに減少すると試算しています。その他の費用については、物価の上昇に伴い増加する見込みとなっています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。  
 また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	—
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	老朽化が著しい日土南部地区の施設統合整備および、分散型システム等の検討をすすめ、効率的な運営を図ります。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	水需要の減少が予想されることから、今後施設の更新時においては、適正な規模を検討します。
施設・設備の長寿命化等の 投資の平準化	適切な維持管理、修繕を行い、施設の長寿命化を図ります。
広域化	—
その他の取組	—

② 財源について検討状況等

料 金	地元簡易水道組合に管理を委託し、料金収入相当を支出しているため、本計画改定時点では料金改定は予定していません。今後地元管理が困難になる恐れがあるため、上水道との統合を踏まえた上で、適正な料金体系の検討が必要になります。
企 業 債	統合整備事業推進に伴う事業費の確保のため、適用可能な地方債の有利な適用パターンを検証します。
繰 入 金	料金収入のみでの運営は成り立たないため繰入金に頼らざるをえない状況ですが、コストの削減に努め、適切な繰入金を見込んでいきます。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	—
その他の取組	—

\*2 遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委 託 料	現状を維持し、簡易水道組合への管理委託を継続していきます。
修 繕 費	—
動 力 費	—
職 員 給 与 費	—
その他の取組	—

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項	毎年の決算及び実績により計画の進捗状況について確認を行います。 5年ごとに経営戦略の見直しを実施します。 経営戦略を改定した場合には、市ホームページ等で公表します。
-------------------------	--

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度		前々年度 (決算)	前年度 決算 見込	令和8年度 (本年度)	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分	1. 営 業 収 益 (A)	4,472	4,402	4,410	4,341	4,273	4,206	4,141	4,077	4,014	3,953	3,893	3,834
	(1) 料 金 収 入	3,607	3,535	3,464	3,395	3,327	3,260	3,195	3,131	3,068	3,007	2,947	2,888
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)												
	(3) そ の 他	865	867	946	946	946	946	946	946	946	946	946	946
	2. 営 業 外 収 益	15,644	16,838	31,094	25,217	28,330	33,442	38,542	43,645	48,766	55,510	62,321	68,079
	(1) 補 助 金	12,700	14,200	29,044	23,196	26,544	31,656	36,760	41,866	46,987	53,732	60,543	66,304
	他 会 計 補 助 金	12,700	14,200	29,044	23,196	26,544	31,656	36,760	41,866	46,987	53,732	60,543	66,304
	そ の 他 補 助 金												
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	2,928	2,628	2,050	2,021	1,786	1,786	1,782	1,779	1,779	1,778	1,778	1,775
	(3) そ の 他	16	10										
	収 入 計 (C)	20,116	21,240	35,504	29,558	32,603	37,648	42,683	47,722	52,780	59,463	66,214	71,913
	1. 営 業 費 用	20,372	19,682	35,201	29,293	29,064	29,075	29,084	29,097	29,117	29,140	29,166	29,191
	(1) 職 員 給 与 費	10,093	9,988	19,353	19,353	19,353	19,353	19,353	19,353	19,353	19,353	19,353	19,353
	基 本 給 与 費	4,447	4,601	9,383	9,383	9,383	9,383	9,383	9,383	9,383	9,383	9,383	9,383
	退 職 給 付 費												
そ の 他	5,646	5,387	9,970	9,970	9,970	9,970	9,970	9,970	9,970	9,970	9,970	9,970	
(2) 経 費	7,294	7,018	13,763	7,883	7,892	7,903	7,917	7,934	7,954	7,977	8,003	8,032	
動 力 費													
修 繕 費													
材 料 費													
そ の 他	7,294	7,018	13,763	7,883	7,892	7,903	7,917	7,934	7,954	7,977	8,003	8,032	
(3) 減 価 償 却 費	2,985	2,676	2,085	2,057	1,819	1,819	1,814	1,810	1,810	1,810	1,810	1,806	
2. 営 業 外 費 用	622	1,431	303	265	3,539	8,573	13,599	18,625	23,663	30,323	37,048	42,722	
(1) 支 払 利 息	550	1,361	234	197	3,473	8,508	13,535	18,563	23,602	30,263	36,989	42,665	
(2) そ の 他	72	70	69	68	66	65	64	62	61	60	59	57	
支 出 計 (D)	20,994	21,113	35,504	29,558	32,603	37,648	42,683	47,722	52,780	59,463	66,214	71,913	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	△ 878	127											
特 別 利 益 (F)		6,083											
特 別 損 失 (G)													
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		6,083											
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	△ 878	6,210											
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	1,334	7,614	7,614	7,614	7,614	7,614	7,614	7,614	7,614	7,614	7,614	7,614	
流 動 資 産 (J)	11,373	9,000	9,056	9,112	9,168	9,224	9,280	9,336	9,392	9,448	9,504	9,560	
う ち 未 収 金	5,437	295	289	283	277	272	266	261	256	251	246	241	
流 動 負 債 (K)	3,785	4,921	4,658	4,685	4,713	3,954	2,423	4,088	6,920	9,837	12,842	12,878	
う ち 建 設 改 良 費 分		2,689	2,721	2,463	2,495	2,529	1,775	250	1,920	4,757	7,679	10,690	
う ち 一 時 借 入 金													
う ち 未 払 金	346	319	345	339	333	328	322	317	312	307	302	297	
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )													
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	4,472	4,402	4,410	4,341	4,273	4,206	4,141	4,077	4,014	3,953	3,893	3,834	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)													
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)													
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)													
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)													

投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円)

年 度		前々年度	前年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分		( 決 算 )	( 決 算 )	( 本 年 度 )									
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	57,300	5,800		110,000	168,850	168,850	168,850	168,850	222,350	226,750	231,150	194,750
	うち資本費平準化債												
	2. 他 会 計 出 資 金			37,500									
	3. 他 会 計 補 助 金	2,627	3,015	2,651	2,683	2,427	2,459	2,495	1,742	217	1,887	4,724	7,647
	4. 他 会 計 負 担 金												
	5. 他 会 計 借 入 金												
	6. 国(都道府県)補助金												
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工 事 負 担 金												
	9. そ の 他	227											
計 (A)	60,154	8,815	40,151	112,683	171,277	171,309	171,345	170,592	222,567	228,637	235,874	202,397	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
純計 (A)-(B) (C)	60,154	8,815	40,151	112,683	171,277	171,309	171,345	170,592	222,567	228,637	235,874	202,397	
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	57,527	5,854	37,500	110,000	168,850	168,850	168,850	168,850	222,350	226,750	231,150	194,750
	うち職員給与費												
	2. 企 業 債 償 還 金	2,627	3,015	2,689	2,721	2,463	2,495	2,529	1,775	250	1,920	4,757	7,679
	3. 他会計長期借入返還金												
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金												
5. そ の 他													
計 (D)	60,154	8,869	40,189	112,721	171,313	171,345	171,379	170,625	222,600	228,670	235,907	202,429	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			54	38	38	36	36	34	33	33	33	33	32
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金		54	38	38	36	36	34	33	33	33	33	32
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額												
	3. 繰 越 工 事 資 金												
	4. そ の 他												
計 (F)		54	38	38	36	36	34	33	33	33	33	32	
補填財源不足額 (E)-(F)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)													
企 業 債 残 高 (H)		16,318	13,629	120,909	287,296	453,651	619,972	787,047	1,009,147	1,233,977	1,460,370	1,647,441	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		前々年度	前年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分		( 決 算 )	( 決 算 )	( 本 年 度 )									
収 益 的 収 支 分		12,700	14,200	29,044	23,196	26,544	31,656	36,760	41,866	46,987	53,732	60,543	66,304
	うち基準内繰入金	303	749	129	108	1,910	4,679	7,444	10,210	12,981	16,645	20,344	23,466
	うち基準外繰入金	12,398	13,451	28,915	23,088	24,634	26,977	29,316	31,656	34,006	37,087	40,199	42,838
資 本 的 収 支 分		2,627	3,015	2,651	2,683	2,427	2,459	2,495	1,742	217	1,887	4,724	7,647
	うち基準内繰入金	1,406	1,658	1,458	1,476	1,335	1,352	1,372	958	119	1,038	2,598	4,206
	うち基準外繰入金	1,221	1,357	1,193	1,207	1,092	1,107	1,123	784	98	849	2,126	3,441
合 計	15,327	17,215	31,695	25,879	28,971	34,115	39,255	43,608	47,204	55,619	65,267	73,951	

# 経営比較分析表（令和6年度決算）

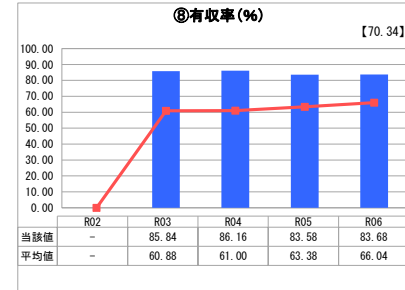
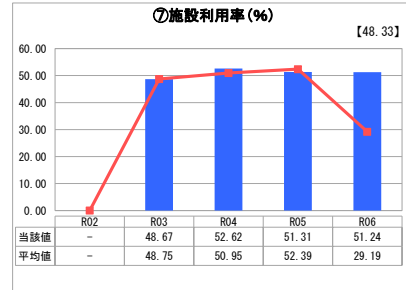
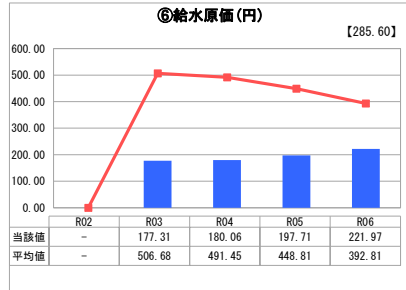
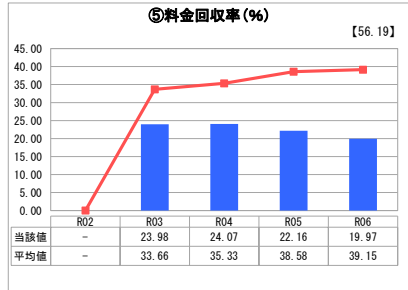
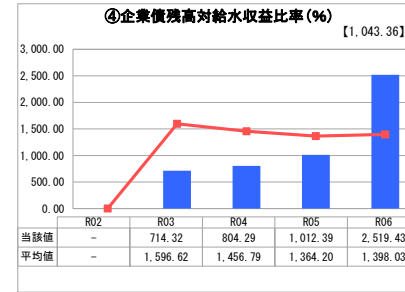
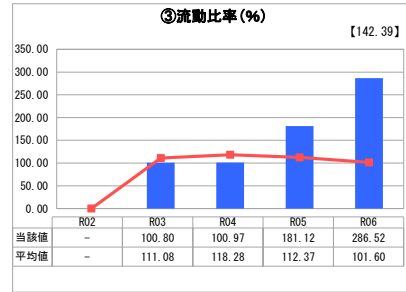
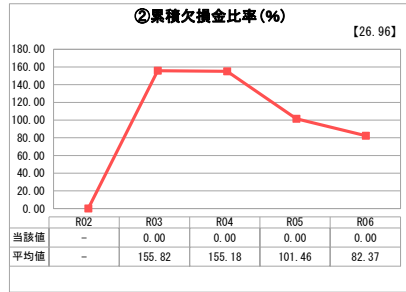
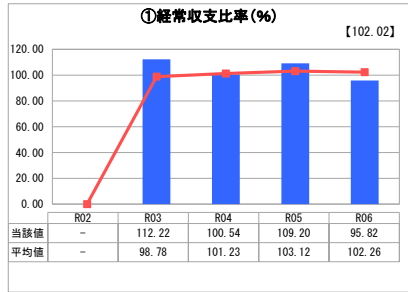
愛知県 八幡浜市

業務名	業種名	事業名	類似団区分	管理者の情報
法適用	水道事業	簡易水道事業	C4	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)	
-	49.90	2.88	770	

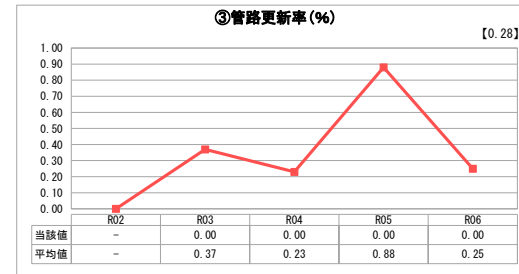
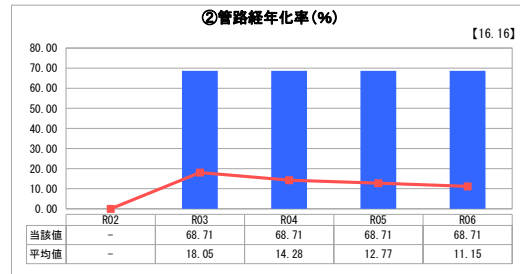
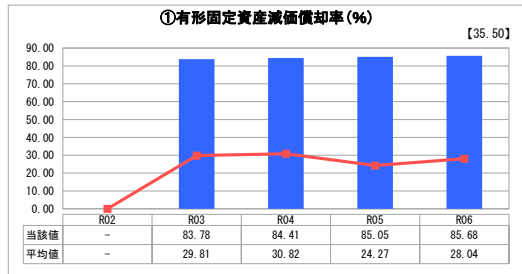
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
30,019	132.65	226.30
現在給水人口(人)	給水区域面積(km <sup>2</sup> )	給水人口密度(人/km <sup>2</sup> )
853	1.40	609.29

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
【	令和6年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

①経常収支比率  
100%近辺で推移しているが、料金収入のみでの運営は成り立たず一般会計繰入金に頼らざるを得ない状況である。

④企業債残高対給水収益比率  
一部地区の統合整備を開始したことから企業債残高が増加した。

⑤料金回収率  
山間部の簡易水道のみが残り、回収率の向上に厳しい状況となっている。

⑥給水原価  
類似団体平均値を下回る状況が続いている。

⑦施設利用率  
簡易水道区域の人口の減少から施設利用率は50%程度に留まっている。今後は施設の統廃合・ダウンサイジングの検討を行う必要がある。

⑧有収率  
地元簡易水道組合との連携を取ることで漏水に迅速に対応し、有収率の向上に努める。

### 2. 老朽化の状況について

経年劣化による簡易水道施設や配水管等の老朽化により、修繕箇所は増加の傾向にある。地元簡易水道組合が維持管理できるよう、必要な補助並び指導を行っていく。

### 全体総括

平成28年度末をもって第1期簡易水道統合整備事業が完了し、10地区を上水道へ統合した。未統合の11地区は主に山間部で過疎・高齢化が進む地区となっており、地元での施設等維持管理の負担が大きく、統合への要望も高くなっている。地区の合意を受けた一部地区については、簡易水道等統合整備基本計画に基づき、上水道へ統合するための管路布設工事を令和5年度より開始した。